

昭和52年9月15日

第12号

豊島法人会報

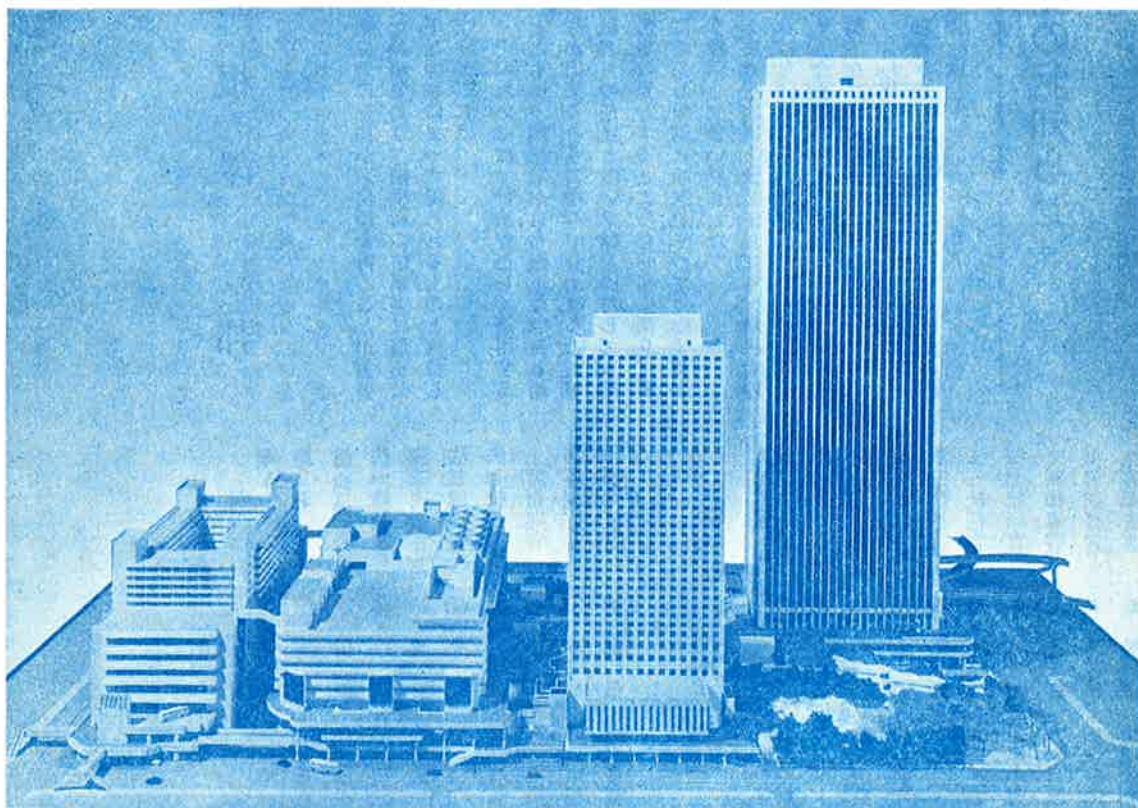
昭和52年9月15日

社団 豊島法人会報

昭和52年9月15日

九月号

(No.12)



目次

表紙	1
署長着任のあいさつ	2
豊島税務署定期異動のお知らせ	2
年間行事の大綱を検討した	3
青年部役員会	3
広報委員会開かる	3
経営者層を対象に一般教養に関する 講演会行わる(青年部主任催)	3～4
都税事務所だより	4
税のことわざ集(4)	5
税についてのご相談は申告指導官へ	5
社長実務学「倒れる会社」	5
伸びる会社	6～7
税制改正要望全国大会のご案内	7
講習会日程表	7
豊島区の風土記	8
明るい窓口(東海銀行)	9
海外旅行記	9
社長健康学「ガンは壯・老年病」	10
広告(健康な家庭)	11
中学生の「税に関する作文」集(2)	12
あとがき	12

着任のあいさつ

わった署長さん以下たくさんの方々の異動がありましたのでお知らせ致します。（今回は特に関係の深い方だけ記載致します）



高根澤

邦

豊島税務署定期異動のお知らせ

務署から当署に着任いたしました高根澤でございます。着任後、日も浅く会員の皆様方にはまだお目にかかる機会を得ませんが、この会報をおかりして着任のごあいさつをさせていただきます。

当法人会におかれましては、多くの関係者の皆様のご努力がみのりまして、五年間に社団化を達成され、公益法人として会員法人のためのみならず、広く多数納税者、あるいは地域社会のために活発な事業活動を開催しておられるごとに心強く感ずるとともに、深く敬意を表する次第でございます。

私は、税務の仕事はなんといっても、

社団法人豊島法人会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。このたびの定期異動により神奈川税務署から当署に着任いたしました高根澤謙一でございます。着任後、日も浅く会員の皆様方にはまだお目にかかる機会を得ませんが、この会報をおかりして着任のごあいさつをさせていただきます。

当法人会におかれましては、多くの関係者の皆様のご努力がみのりまして、五年十年五月に社団化を達成され、公益法人として会員法人のためのみならず、広く多数納税者、あるいは地域社会のために活発な事業活動を展開しておられるることを伺い、税務行政にたずさわる者として誠に心強く感ずるとともに、深く敬意を表する次第でございます。

私は、税務の仕事はなんといっても、

去る七月の定期異動発令で、当会に色々と御指導賜

年間行事の大綱を検討した

去る八月十二日(金) 午後六時より第
二回青年部役員会が三幸に於いて開催さ

れ、本年度後半期の事業活動の検討が行われた。署よりも新任の野上上席指導官石井指導官が出席し、又役員も相談役の多田、植松の両氏を始めとして二名を除く十三名がでそろい、青年部らしいふんいきのもとで、活発に検討会は進められた。最初に宮沢部会長のあいさつがあり、つづく新任の野上上席指導官、石井指導官のあいさつののち直ちに議題に入った。

広報委員会開かる

八月十九日(金) 午後二時より署より
新任の野上上席指導官、大宮指導官の出
席を戴き、会報十二号(次回号)を議題
としての広報委員会が開かれた。
先づ水野委員長のあいさつの後、野上上
席指導官より新任のあいさつがあり議題
に入った。

委員会は事務局案を中心に検討が進められたが、野上上席指導官より他法人会の会報編集のあり方や今後の会報の充実

経営者層を対象に

一般教養に関する講演会を行なひ

講師 楠本憲吉 氏の演題味ある話

十三日(火) 午後二時より東京
本店八階ホールに於いて、テレ
選出が大事ではなかろうかと信念を吐露
した。

沙にいくつか自分が經營している会社の社長として、経営者という立場から経営者のあり方、日本の税金の現況、現代

女性の婚姻衛生等による問題、最後は質問形式で金もうけの話、教育問題、日教組、健康法、之からのファンションの流行色其題、棚等

アの油問 参加者の関心をあつめ、非常に魅力のある講演であった。最後に西部副部会長の

参考になる点を若干あげると左記の通りである。

(1) 中共に行くとどこのホテルにも世界地図がはってあり、ハブマイ、シヨタソ

(2)

(3)

△お問い合わせ電話番号 九八四一二一七一
内線 三三二一三三

▽お問い合わせ電話番号 九八四一二一七一
大宮 誠道

野上 好久 (上席)
石井 博文 (源泉)
亀岡 幸三

第一回

(3)ヨーロッパ、米国は日本を相手にして
つれて金を貸しに東南アジアへ出かけ
たのだ。

(4)経営者として「べからず」の三つがあ
る。

一つお客様の体のことを言うな。

一つお客様の服装のことを言うな。

(5)人を叱る時にっこり笑って次のように
言え。

(6)「お前程の者がどうしてこんな馬鹿
なことをしたんだ」とっこり笑つ
ていえ。

(7)俺はお前を信頼しているのに、どう
してこんなことをしたのかな。

にっこりして云う、これが一番にこた
える。こわい顔して叱るのは誰でも出
来る。人をしかる時にっこり笑って叱
るようになると一人前である。

会員の皆様、税金のことでお困りの方
はいらっしゃいませんか。現在税務署に
は税金でお困りの方々の為に、いつでも
ご相談に応じて下さる申告指導官の方々
が配置されて居ります。そして皆様のご
相談をお待ちして居ります。どうか多く
の方が気軽にご相談されることをおおすす
め致します。

尚申告指導官制度についてもう少し詳
しく申し上げますと、申告指導官は法人
税、源泉所得税関係の質疑の回答や法人
税申告の指導にあたり、又法人会等の行
う説明会、講習会、研修会等の講師と
なり、法人会事業活動への積極的な支援
と協力等を行うのが主な役目と聞いて居
ります。

現在豊島税務署には四名の申告指導官
が配置されて居りますが、其の方々をご紹
介致します。

△お問い合わせ電話番号 九八四一二一七一
内線 三三二一三三

大宮指導官

亀岡指導官

石井指導官

野上上席指導官

◎税についての御相談 は申告指導官へ

(8)車にのらずに良く歩け。

(9)なるべく興奮しないでいつも静かに
しておれ。

(10)なるべく薄着をして良く風呂に入れ
る。

(11)良いお水を飲むこと。之は血液を淨
化する。

(12)歯を丈夫にすること。

(13)自分の力で殺せないものは食べない
こと。

(14)馬は肉をたべない。ライオンは肉をた
べる。人間が之をおかしている故に高
血圧、癌という他の動物にない病気を
背負ってしまっている。

この三つが原則。

(15)ファッションの流行色について
昨年から今年にかけての流行色がブル
ーと白である。之が来年一杯つくづく。
再来年の流行色が黒、コゲ茶、褐色、
其が三年つくづく。四年後は今度はグリ
ーン、緑である。之が三年つくづく。其
が終るとピンク、赤、黄色となる。之
が終ると又、ブルーと白となる。之が流
れ落ちるコートンションである。

(5)ああでもない、こうでもないと思
わざらうことなく良く眠れ。

(6)自分に対する欲望は少く他人に多く
施せ。

(7)車にのらずに良く歩け。

(8)お酒はなるべく少く、そしてお水を
良くのめ。

(9)なるべく興奮しないでいつも静かに
しておれ。

(10)なるべく薄着をして良く風呂に入れ
る。

(11)良いお水を飲むこと。之は血液を淨
化する。

(12)歯を丈夫にすること。

(13)自分の力で殺せないものは食べない
こと。

(14)馬は肉をたべない。ライオンは肉をた
べる。人間が之をおかしている故に高
血圧、癌という他の動物にない病気を
背負ってしまっている。

この三つが原則。

(15)自動車をお持ちの方で、住所変更され
る場合は、まず所轄の陸運事務所、さら
に同じ敷地内の自動車税事務所に申告が
必要ですが、とりあえずハガキで結構で
すから都税事務所にご連絡ください。
その際は、新旧住所、同居先やビル名
などの「カタ書」電話番号、自動車の登
録ナンバーを忘れずにご記入ください。
ハガキ等による連絡先は、定置場を所
轄する都税事務所です。

△自動車税の届をお忘れなく
転居や転勤など住所変更の際に区市町
村への届け出入口はつきものですが、この
忘れやすいのが自動車税の届です。この
届がありまると、納税通知書の到達が
遅れたりして、思わぬトラブルのもとに
なることがあります。

△八月は個人事業税第一期分の納期で
した

”住所不明の納税通知書が、
全都で約九万通もありました”

△八月は個人事業税第一期分の納期で
した

転居や転勤など住所変更の際に区市町
村への届け出入口はつきものですが、この
忘れやすいのが自動車税の届です。この
届がありまると、納税通知書の到達が
遅れたりして、思わぬトラブルのもとに
なることがあります。

△八月は個人事業税第一期分の納期で
した

お忙しい方は、電話でも結構です。
お気軽にお利用ください。

都税事務所だより

“住所不明の納税通知書が、
全都で約九万通もありました”

△八月は個人事業税第一期分の納期で
した

転居や転勤など住所変更の際に区市町
村への届け出入口はつきものですが、この
忘れやすいのが自動車税の届です。この
届がありまると、納税通知書の到達が
遅れたりして、思わぬトラブルのもとに
なることがあります。

△八月は個人事業税第一期分の納期で
した

お忙しい方は、電話でも結構です。
お気軽にお利用ください。

△八月は個人事業税第一期分の納期で
した

転居や転勤など住所変更の際に区市町
村への届け出入口はつきものですが、この
忘れやすいのが自動車税の届です。この
届がありまると、納税通知書の到達が
遅れたりして、思わぬトラブルのもとに
なることがあります。

△八月は個人事業税第一期分の納期で
した

お忙しい方は、電話でも結構です。
お気軽にお利用ください。

例解問答式 (五十二年版)

資産税の実務

△都税事務所相談コーナーをご利用く
ださい

不動産を売買したとき、事務所や住居
を新築増築したとき、事業を開始したと
き……税金はどうなるか。

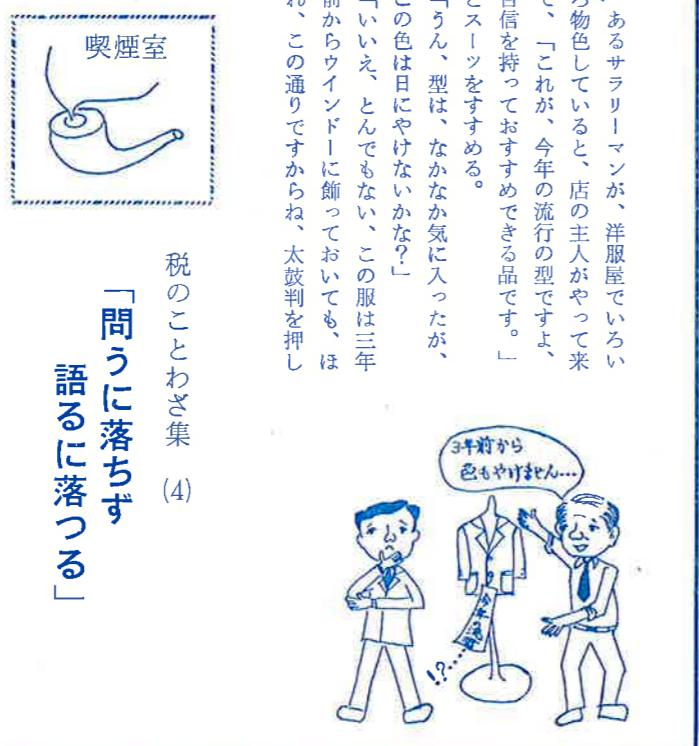
都税のご相談は、都税事務所のなかに
ある相談コーナーをご利用ください。

（注）都税の相談は、都税事務所のなかに
ある相談コーナーをご利用ください。

△ご希望の方は事務局へお申込をど
うぞ。（二割割引）

（相続・贈与・評価・譲渡）
《定価》二七〇〇円

東京国税局資産税課長監修
東京国税局資産税課編



税のことわざ集 (4)

「問うに落ちず
語るに落つる」

（注）破損、型くずれ、たなざらし、品質変化等により通常の方法によ
て販売することができなくなった商品については、時価（期末の処
分見込価額）まで評価を切下げるることができます。

倒れる会社・伸びる会社

田中要人

(会社業務総合研究所所長)

悪条件の複合で倒産へ

倒産する会社は、三つに大別される。

まず第一は、社内、社外の事情により、業績が停滞して資力財力とも衰え、遂に運営困難となつて倒産する会社。これは内部的な要因によるものと外部的な要因によるものがある。第二は、企業組織に弱い部門があり、多少のつまづきでばつたり倒産する会社。これも案外多い。第三は、取引上の事故、例えば連鎖倒産、主力をなす取引先の発注減や大きな手形の不渡りなどで倒産する会社。

もちろんこの三つの要素が相関連する場合もあるし、その他の要因が複合する場合もあるが、以下に具体例をあげて説明しよう。

① 比較的長期間にわたる業績の悪化と資力、財力の衰退で経営困難となり、遂に倒産するという事例。対策をとろうにも競争激化で値上げができる、販売成績の停滞や売上代金の回収遅延など悪条件が重複してどうにもならなくなる。しかし、業績が悪化しても、資力、財力がしっかりして、営業能力もあれば、ある程度はもちこたえられるものである。

(一法人の税務—より転載)

講習会日程表

◇ 法人税実務講座

(毎回一三・三〇~一六・〇〇)

第一回	九月	六日(火)
第二回	九月	十三日(火)
第三回	九月	二十日(木)
第四回	九月	二十九日(木)
第五回	十月	六日(木)
第六回	十月	十三日(木)
第七回	十月	二十日(木)
第八回	十一月	二十七日(木)
第九回	十一月	二十一日(金)
第十回	十一月	十八日(金)
(会場II 東京信用金庫本店)		

(毎回一三・三〇~一五・三〇)

(毎回一三・三〇~一五・三〇)

(会場II 東京信用金庫本店)

税制改正要望全国大会のご案内

時=昭和52年9月20日(火) 正午開場: 午後1時開会
所=東京九段下 九段会館1階大ホール



税制改正要望全国大会 <1時~1時30分>

- ※ 会長挨拶
- ※ 昭和53年度要望事項主旨説明
- ※ 原案採決

第1部

政党代表意見発表 <1時30分~3時>

- ※ 法人会の税制改正要望事項とわが党の考え方
(自民・社会・公明・民社各党)

第2部

記念講演 <3時~4時>

- 混迷する日本経済と企業対策
- 講師 田中洋之助氏

- 参加申込をどうぞ
参加割当がありますので、割当数に達した時は締切りますのでご諒承下さい。

日場

第一回	九月	二十七日(火)
第二回	十月	四日(火)
第三回	十月	十一日(火)
第四回	十月	十八日(火)
第五回	十一月	一日(火)
第六回	十一月	十五日(火)
第七回	十一月	二十二日(火)

件が重複してどうにもならない。しかし、業績が悪化しても、資力、財力がしっかりして、営業能力もあれば、ある程度はもちこたえられるものである。退となって経営に停滞を生じ、保有資力も乏しくて倒産となる。ある配線プリントの会社は、取引先の大手四社から毎月それぞれ三~五千万円ほどの注文があるが、最近の景気低迷で各社とも一~三千万円ほどに激減した。赤字どころではない。それに支払も遅延続きで遂に倒産した。

② 大きな取引の急激な変化が業績の衰退となって倒産となる。ある配線プリントの会社は、取引先の大手四社から毎月それぞれ三~五千万円ほどの注文があるが、最近の景気低迷で各社とも一~三千万円ほどに激減した。赤字どころではない。それに支払も遅延続きで遂に倒産した。

③ 業況の衰退で売上収入が減少する一方だが、これに対する支払の調整がつかず、そのまま融資の手当も間に合わないで倒産する。ある製菓会社は、売上収入が減ったにもかかわらず、社長の買入れた土地代金が支払えないだけでなく、仕入代金の手当もできず、遂に不渡りを出して倒産した。

④ 放漫経営、殊に収支見通しを誤まり、支払いにも支障をきたして倒産す

る。ある佃煮類の会社は、投資の効果も検討せず、またバランス処置も考えないで、工場建設に何億円かを投資したが、見込んだほどの収益も出ないので倒産した。放漫経営の結果である。

以上が倒産する会社の例である。倒産の悲劇を避けるには、以上のようなことが生じないよう、経営上の予防措置をとらなければならない。そうした处置である程度は倒産を防止できる場合が少くない。

企業守る合理的な体制

倒産しない会社も三つに大別できる。

まず第一は、当分大丈夫という会社。第二は、大きな変化がないかぎり、相当長い期間にわたって大丈夫であろうという会社。第三は、極めて少いが、永久に大丈夫という会社もある。

① 業績がよくて収支もよく、それに資力、财力も相当ある会社。これは当分大丈夫だが、業績が大きく低下したり、業績低下の期間が長く続くと危くなる。

② 業績が相当期間引き続いてよく、相続した会社も十分に考えなければならない。当な財力と資力の蓄積がある会社。こうした会社も十分に考えなければならないのは、業績のよい間にできるだけ資力を蓄積しておくことである。

追随許さぬ独特の商法

現在の経済情勢下で会社を伸ばしていくのは難しい。現実は停滞か衰退かである。そうしたなかで会社を伸ばしていくには、どんな手を打てばよいか。まず第一には――

① 需要が多くて儲かる商品を製造、あるいは仕入れて販売することである。言うは易く行うは難いが、やりようによつてはその手が見つかる。ある自動車用品の販売会社は、電装品や自動車修理工場、自動車用具などで売つてはいるもの

る。ある佃煮類の会社は、投資の効果も検討せず、またバランス処置も考えないで、工場建設に何億円かを投資したが、見込んだほどの収益も出ないので倒産する例も多い。

④ 営業部門が弱くて経営の調整がどれど、幹部もダメで大事を善処できないというように、内部体制の破綻で倒産する例も多い。

⑤ 営業部門が弱くて経営の調整がどれど、幹部もダメで大事を善処できないというように、内部体制の破綻で倒産する例も多い。

⑥ 取引はもちろん資力も強い親会社に庇護されている会社。つまり有力な親会社をもつ子会社や代理店、下請会社である。優れた手腕のある幹部がそろっていって、社長中心に結束している会社。業績もよい会社でも、社長が突然死去すると幹部がばらばらになり、瞬く間に衰退する例もある。

⑦ 経営の組織を合理的な独特的システムとしている会社。つまり経営の経済化を図っている会社で、例えば売上が半減しても赤字にならないような組織を築き上げている。そのためある程度以上は会社の規模を大きくしない。会社の規模をやたらに大きくすると、効率的な運営が困難になるからである。経営と業務の合理化を強力に推進しているような会社はこの中にいる。

⑧ 優れた手腕のある幹部がそろっていって、社長中心に結束している会社。業績もよい会社でも、社長が突然死去すると幹部がばらばらになり、瞬く間に衰退する例もある。

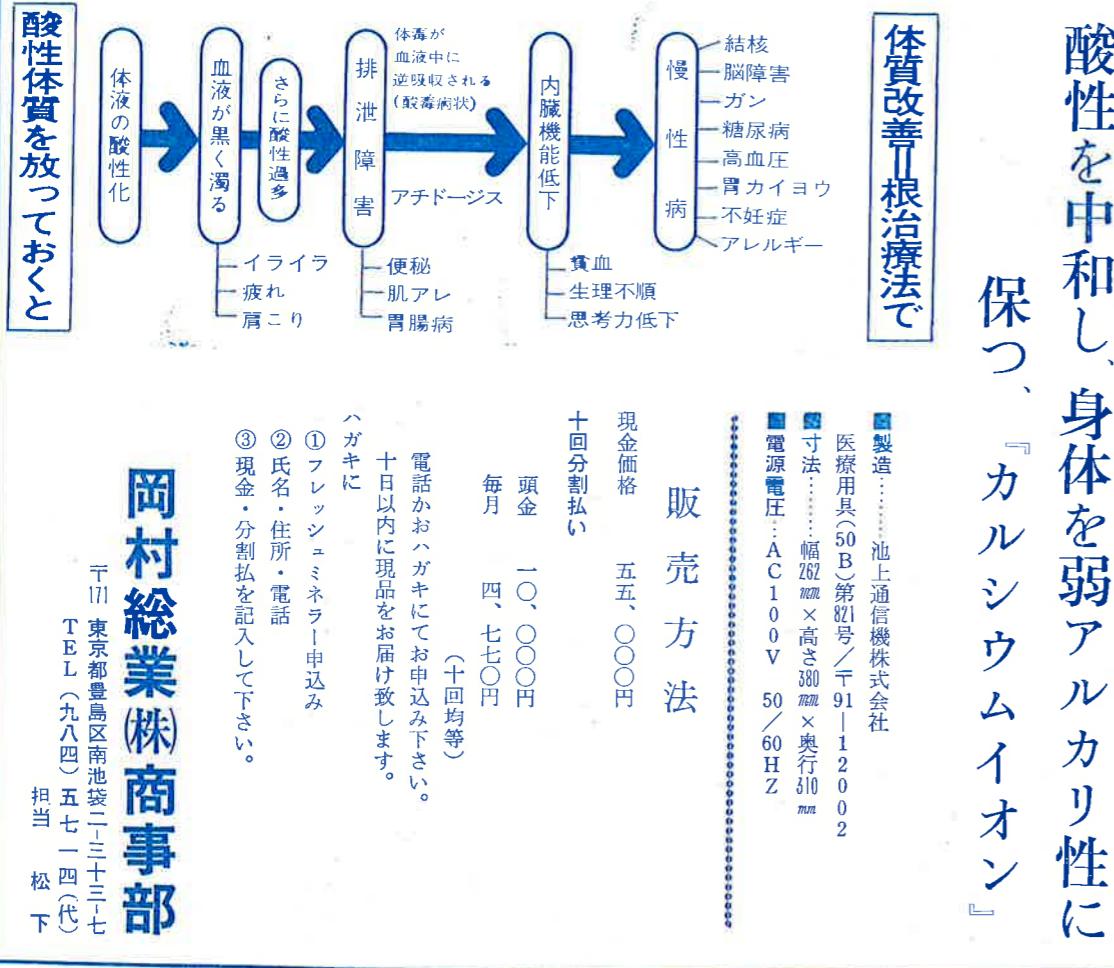
⑨ 取引はもちろん資力も強い親会社に庇護されている会社。つまり有力な親会社をもつ子会社や代理店、下請会社である。

健康な家庭

酸性体质に表われる症状

◎身体がカニイ	◎顔色、皮膚の色、ツヤが悪い
◎便秘	◎タコ、マメができた
◎肩がこる	◎歯にガタがきた
◎胃が重い	◎関節が痛む
◎カゼを引きやすい	◎手、足が冷える
◎吹出ものが出やすい	◎不眠症、イライラ
◎疲労がスッキリとれない	◎寝不足ではないのにマヌタや脛がピクピクする
◎シミができる	◎お腹が張る
◎記憶力が落ちた感じ	◎せんそく気味

フレッシュミネラ



例えば、その月に従業員の1人が会社支給の昼食をとり、その昼食代が月額5,000円だったとします。

この場合、会社がその半額の2,500円を食事代として従業員に負担させ、会社が残りの2,500円を負担すれば、この食事について課税の問題は生じないことになります。

大塚さん そうしますと1か月の食事代が6,000円だとしますと……。

島さん 会社が負担するのは、半分の3,000円ではなく2,500円までにとどめ、残りの3,500円は従業員が負担することにすれば、課税されません。

(注) なお、この場合の食事の価額は

①会社直営の食堂で調理して提供するものについては、材料費などの直接要した費用の額

②給食会社等から購入して提供したものについては購入価額により、それぞれ計算した額となります。

会社が使用人に社宅を割安で貸与しても課税されない?!

大塚さん 私どもの会社では、自社所有の社宅がありませんので、他から借り受けた使用人に提供しようと考えております。

この場合、使用人から家賃を徴収しなければ課税されますか。

島さん そうですね。貸与を受けた使用人にとっては、無料ですと、経済的利益を受けたことになりますから、その受けた利益の額は、給与として課税されます。

大塚さん

島さん しかし、会社の社宅制度は、使用人の福利厚生的な性格をもっておりまし、一般の賃貸借契約に基づく借家と異なって、個人の選択性が制限されておりますから、その受けた経済的利益のすべてを課税することに問題がないわけではありません。

そこで、「通常の家賃相当額」の1/2以上をその使用人から実際に徴収していれば、課税しないこととされています。

大塚さん ところで、「通常の家賃相当額」とは

会社が家主に対して支払う賃料をいうのですか。

島さん いいえ、そうではありません。「通常の家賃相当額」とは、次の算式により計算した額をいいます。

その年度の家屋

$$\text{① } \text{の固定資産税} \times 0.2\% + 12 \text{ 円} \times \frac{\text{床面積(m)}}{3.3(m)}$$

$$= \text{純家賃相当額} \\ = (\text{月額})$$

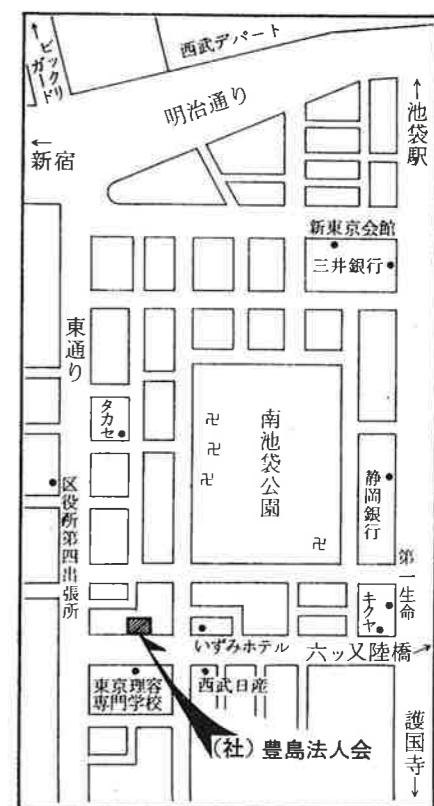
その年度の敷地

$$\text{② } \text{の固定資産税} \times 0.22\% = \text{地代相当額} \\ \text{課税標準額} = (\text{月額})$$

$$\text{③ } \text{①} + \text{②} = \text{通常の家賃相当額} (\text{月額})$$

なお、通常の家賃相当額の半分に満たない場合には、「通常の家賃相当額」と「実際に徴収している家賃」との差額が給与として課税されますので注意を要します。

大塚さん 福利厚生関係について、いろいろと説明していただきほんとうにありがとうございました。(完)



中学生の

「税に関する作文」集 (2)

“すばらしい内容の作文を
よんでみませんか”

税金について

豊島区立第十中学校

三年 鯉 淵 哲 彦

「税金について一言」と質問されたら
たいがいの中学生は、「税金ですか?

あまりよくわからないですね。無関心かな。
父や母の話だと「給料から税金はさ
し引かれるし、地代家賃等、少しでも収
入があると、すぐに税金でたまらない」

等と云っているから税金は重いじゃない
のか?といった感想ぐらいしか述べられ
ないだろう。しかし、「国は、国民が豊
かで安定した生活ができるよう我々の
生活のすみずみまで広い範囲にわたり、
いろいろな仕事をしている。そのためには、
たくさんの資金が必要である。この
資金は、国民が皆で出し合っていかなければ
ならない。それが税金なのだ。」と

度を運営することが困難になつて生活に
困つている人たちが町じゅうに、あふれ
るだろう。國の基本と云われている教育
についても、教師の給料、校舎の建設、
教科書の配布、学校給食の費用の出ると
ころが無くなり、満足な学習さえできな
くなってしまう。

たしかに不況の中に所得税を給料
から10%天引きされ少しでも収入がある
と別に申告をして納税することなどは大
変だ。でも社会の一員として暮らすため
には支払わなければならない会費の様な
ものだと云うことがわかるだろう。

私たち、国税庁の人たちが、我々國
民から平等に税金を徴収し、効果ある使
い道をすることを願い、さらに、この大
切な税金が正しく國民のために使われる
様にそのゆくえをよく知つておくことが
必要だと思う。

税務署推奨の本を
会員に限り特別価格で
頒布します

(数に制限がありますので、電話で
お早めにお申し込み下さい)

土地、建物の税のテクニック
(定価六五〇円)

社長の四季(定価六五〇円)

家族の四季(定価六五〇円)

(頒布価格並びに詳しいことは事務
局に御照会下さい)

あIIとIIがIIき

雨天が多かった天候異常の八月を終り
さわやかな九月を迎えました。署も七月
の定期異動で法人会に最も関係の深い法
人の統括官を始めとして、指導官の方々
も顔ぶれが変り、新しい陣容となりまし
た。之から新しい方々と相たづさえて法
人会の車をおしすすめてゆき度いと思
います。人はあっても基本的なことは変わ
わけはなく、共々其の使命をみつめて頑
張りましょう。

「増強は普段より」を合言葉に、区内
法人をねこそぎ勧奨して法人会の意義を
更に高めてゆき度いものです。

尚いつもの通り編集に当つては署の指
導官の方々よりアドバイス、会員の方々
より御協力を戴きました。紙上を借りて
厚く御礼申し上げます。又今後も御意見
御感想、随筆其他等御投稿下さいますよ
うお願い致します。

発行 法人会 豊島法

豊島区南池袋二の九の十六

電話(03) 九八一〇〇三四四

発行人 今井剛

編集人 ～広葉報委員会

印刷所 星光印刷株式会社